

特定調達契約に係る総合評価一般競争入札の実施

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により、公告します。

令和6年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

新川こども施設整備・運営事業 一式

(2) 調達業務の仕様

入札説明書による。

(3) 調達業務の期間

契約締結日から令和24年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

(1) 入札参加者の構成

ア 本事業に入札できる者は、本事業の業務を実施する予定の複数の事業者によって構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。

イ 入札参加者は、代表企業の他に、構成企業又は協力企業、若しくはその両方から構成されるものとし、その全ての企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

ウ 代表企業は、特別目的会社（SPC）に対して最大の出資をし、かつ最大の議決権保有割合を有する者とし、代表企業が入札参加者を代表して入札手続を行うものとする。

エ 構成企業とは、グループを構成する企業で、SPCに対して出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う代表企業以外の者とする。ただし付帯事業のみを実施する構成企業については、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを求めない。協力企業とは、SPCに対して出資はしないが、SPCから直接業務を受託又は請け負う者とする。

オ 参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めな

い。ただし、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、入札参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合、県に速やかに通知しなければならない。

カ 参加表明書の提出以降、入札参加者となる代表企業、構成企業及び協力企業は、同時に他の入札参加者となることはできないものとする。

(2) 入札参加者に共通の参加資格

入札参加者は、以下の要件を全て満たしていなければならないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号。以下「P F I 法」という。）第 9 条各号に該当しない者であること。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 参加表明書の提出期限から落札者の決定の日までの期間に、富山県による指名停止措置を受けていない者であること。

ク 富山県暴力団排除条例（平成23年条例第 4 号）に基づき、第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者でないこと。

ケ 「富山県新川子ども施設 P F I 事業者選定アドバイザー業務」に関与した以下の企業又はこれらの企業と資本若しくは人事等において一定の関係の

ある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合、及び一方の企業の代表権を有している役員が他方の企業のそれを兼ねている場合をいう。以下同じ。）でないこと。

- ・株式会社日本総合研究所
- ・有限会社富永謙建築設計事務所
- ・渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

コ 「富山県新川こども施設PFI事業者選考審査会」（以下「選考審査会」という。）の委員が属する組織と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

(3) 入札参加者の業務別の資格要件

入札参加者は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、建設工事業務と工事監理業務は、同一の企業、又は資本若しくは人事等において一定の関連がある者同士が実施してはならない。また、建設工事業務を複数の企業で行う場合は、共同企業体（以下「JV」という。）を組成すること。

入札に参加しようとする者が、入札参加資格者名簿に登載されていない場合、富山県競争入札参加資格審査申請を行い、参加資格確認申請書類の提出までに名簿に登載されなければならない。

ア 設計業務を行う者

以下の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たすこと。ただし、JVにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

（ア） 県の建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿（業種「建築関係建設コンサルタント業務」）に登載されていること。

（イ） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

（ウ） 平成20年度（2008年度）以降に、延床面積1,800㎡以上の公共施設の基本設計及び実施設計を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有する

こと。

イ 建設業務のうち建設工事業務を行う者

以下の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たすこと。ただし、J Vにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

（ア） 県の建設工事競争入札参加者名簿（業務「建築一式工事」）に登載されており、かつ、等級がAであること。

（イ） 建設業法（昭和24年法律第 100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

（ウ） 平成20年度（2008年度）以降に、延床面積 1,800㎡以上の公共施設の建設工事を元請として請け負い、かつ履行完了した実績を有すること。

ウ 建設業務のうち工事監理業務を行う者

以下の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たすこと。ただし、J Vにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

（ア） 県の建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿（業種「建築関係建設コンサルタント業務」）に登載されていること。

（イ） 建築士法（昭和25年法律第 202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

（ウ） 平成20年度（2008年度）以降に、延床面積 1,800㎡以上の公共施設の建設工事の工事監理を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

エ 建設業務のうち遊具工事業務を行う者

以下の（ア）から（イ）の全ての要件を満たすこと。ただし、J Vにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の（ア）から（イ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）の要件を満たすこと。

（ア） 県の建設工事競争入札参加者名簿（業務「建築一式工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」）に登載されていること。

(イ) 平成20年度(2008年度)以降に、遊具の設置工事を請け負い(下請を含む)、かつ履行完了した実績を有すること。

オ 維持管理業務を行う者

一者で行う場合又は複数企業で行う場合には、全ての者が以下の(ア)の要件を満たすこと。また、維持管理業務を構成する各業務を行う者のうち少なくとも一者が(イ)の要件を満たすこと。JVにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が(ア)及び(イ)の要件を満たし、その他の者は、(ア)の要件を満たすこと。

(ア) 県の清掃・設備保守業務等競争入札参加資格者名簿(本事業における維持管理業務に関連するいずれかの業種)に登載されていること。

(イ) 平成20年度(2008年度)以降に、延床面積1,800㎡以上の公共施設の維持管理業務(維持管理業務の全体統括を含むもの)を継続して1年以上受託した実績を有すること。

カ 運営業務を行う者

一者で行う場合又は複数企業で行う場合には、全ての者が以下の(ア)の要件を満たすこと。また、そのうち少なくとも一者が(イ)の要件を満たすこと。JVにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が(ア)及び(イ)の要件を満たし、その他の者は、(ア)の要件を満たすこと。

(ア) 県の物品等競争入札参加資格者名簿(本事業における運営業務に関連するいずれかの業種)に登載されていること。

(イ) 平成20年度(2008年度)以降に、主たる利用者がこども(乳幼児～小学生)であり、こどもの遊びや学びを支援する施設の運営(対象施設の全体統括を含むもの)を継続して1年以上実施した実績を有すること。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認審査書類の受付日とする。なお、参加資格確認基準日の翌日から県による落札者の決定の日までの間に、入札参加者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、県はその時点で当該入札参加者を審査の対象としない。

3 募集及び選定の手続に関する事項

(1) 契約担当部局

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・移住交流課

電話 076-444-3122 (直通)

電子メール aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp

(2) 入札説明書等の公表

入札説明書等は県のホームページ「新川こども施設整備・運営事業に係る総合評価一般競争入札の実施について」(下記URL)で公表する。

<https://www.pref.toyama.jp/140401/kurashi/kyouiku/kosodate/shienjigyou/niikawakodomo/20240325.html>

(3) 図面の提供

芝生広場の図面の提供を求める者は、資料提供申込書兼誓約書(様式第1-1号)を提出すること。

ア 提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 (1)に同じ。

エ 提供方法 ファイル転送サービス

(4) 説明会の実施

以下のとおり現地説明会を開催する。参加を希望する企業は、説明会参加申込書(様式第1-2号)に所要の事項を記入し提出すること。また、送信後に電話で受信を確認すること。現地説明会の詳細は申込書提出者に通知する。

ア 提出期限 令和6年3月29日(金)午後5時

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 (1)に同じ。

エ 現地説明会の実施日 令和6年4月4日(木)午後

オ 集合場所 新川文化ホール

(5) 入札説明書等に関する質問受付及び回答

入札説明書等に対する質問を以下のとおり受け付ける。質問のある者は、入札説明書等に関する質問書(様式第2号)を提出すること。

質問の内容及び回答は、質問者名を伏せたうえで県のホームページにおいて公表する。質問者への直接回答は行わない。なお、原則として質問内容は全て公表するが、質問の内容が公表されることによって、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある場合は、質問時に申し出ること。

ア 提出期限 令和6年4月12日（金）午後5時

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 （1）に同じ。

エ 入札参加資格に関する質問回答日 令和6年4月24日（水）

オ 入札参加資格に関する事項以外の質問回答日 令和6年5月2日（木）

(6) 参加表明及び参加資格確認書類等の受付及び審査

本入札に参加を表明する入札参加者は、参加表明及び参加資格確認申請等に関する提出書類（様式第3-1-1号～様式第3-4号）を提出すること。県は参加表明を行った入札参加者に対して、参加資格の確認結果を個別に通知する。また、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

ア 提出期限 令和6年5月13日（月）午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）

ウ 提出先 （1）に同じ。

エ 参加資格確認結果の通知 令和6年5月24日（金）

オ 参加表明を行った入札参加者のうち、参加資格審査結果の通知により参加資格がないと認められた者は、通知のあった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に参加資格がないと認めた理由を問う書面を持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）にて提出することにより説明を求めることができる。

(7) 入札説明書等に関する個別対話申込の受付及び個別対話の実施

県及び参加資格を有すると認められた入札参加者との十分な意思疎通を図ることにより、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、入札参加者との個別対話を実施する。個別対話の参加を希望する入札参加者は、個別対話に関する提出書類（様式第4-1号及び様式第4-2号）を提出すること。

実施に係る詳細については、参加資格を有すると認められた入札参加者に対して個別に通知する。

ア 提出期限 令和6年6月7日（金）午後5時

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 （1）に同じ。

エ 個別対話の実施日 令和6年6月20日（木）、21日（金）

(8) 入札の辞退

参加資格を有すると認められた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を提出すること。なお、入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札の参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

ア 提出期限 令和6年8月7日（水）午後5時

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 （1）に同じ。

(9) 入札書等及び提案書の受付

参加資格を有すると認められた入札参加者は、入札書等及び提案審査書類（様式第5-1-1号～様式第5-2-4号（様式第5-1-4号を除く。）、様式第A-1号～様式第C-7号、及び図面1～6号）を提出すること。

ア 提出期限 令和6年8月7日（水）午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）

ウ 提出先 （1）に同じ。

(10) 入札の方法等

ア 入札は紙入札により行う。

イ 入札書は、封かんしたうえ、「入札書在中」と明記して提出すること。

ウ 一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(11) プレゼンテーションの実施

入札書等及び提案審査書類を提出した者を対象に、提案内容のプレゼンテーション及び提案書に対するヒアリングを行う。実施に係る詳細については、入札書等及び提案審査書類の提出者に対して個別に通知する。

ア 日時 令和6年9月2日（月）～6日（金）の間のいずれか1日

(12) 開札

入札書の開札は以下のとおり行う。実施に係る詳細については、決定次第、入札参加者に対して通知する。

ア 日時 (11) プレゼンテーションと同日

イ 実施方法

(ア) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、委任状（開札の立会い）（様式第5-1-4号）を当日持参すること。

(イ) 入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(ウ) 入札回数は1回とする。

(エ) 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。

(オ) 入札参加者、その代理人又は上記の立合職員及び入札事務に関係のある県職員以外の入札室への立ち入りは禁止する。

ウ 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

エ 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

(ア) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者の入札

(イ) 指定の日時までには到達しない入札

(ウ) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(エ) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所を押印のない入札

(オ) 同一人による2通以上の入札

(カ) 入札者が他の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてしたものの入札

(キ) 必要な記載事項を確認できない入札

(ク) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し、不正の行為があったと認められる入札

- (ケ) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (コ) 予定価格を超える入札
- (ク) その他入札に関する事項に違反した入札

(13) 落札者の決定

落札者の決定は、総合評価一般競争入札によるものとし、審査は参加資格確認と提案審査の二段階に分けて実施する。提案審査のうち、提案審査書類の定量化審査及び入札価格の定量化審査については、選考審査会において審査を行い、落札候補者を選定する。県は、選考審査会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。具体的な審査の方法及び評価基準等は、落札者決定基準に示す。

(14) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 予定価格

本事業の予定価格は、以下に示すとおり。

予定価格 5,176,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、県は、落札者を選定せず、入札手続の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

6 入札手続の中止等

県は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

7 落札者決定後の手続

(1) 基本協定の締結

県と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の本事業における役割に関する事項、SPCの設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。なお、基本協定の締結により、落札者をPFI法第8条第1項に基づく本事業の選定事業者として決定する。詳細は基本協定書（案）による。

(2) 提案概要書の公表

県は、落札者の提案概要を説明する資料を公表する予定としているため、落札者は当該資料を作成するとともに、その公表に協力すること。

(3) SPCの設立等

基本協定を締結した選定事業者は、仮契約の締結前までに、SPCを富山県内に設立すること。

(4) 仮契約の締結、事業契約の締結

県とSPCは、本事業に関する事項を包括的かつ詳細に規定した仮契約を締結し、議会での議決を経た上で事業契約を締結する。詳細は事業契約書（案）による。

8 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、原則として入札参加者に帰属する。ただし、県は、広報活動等に必要な範囲において、無償で使用できるものとする。なお、選定事業者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

(2) 特許権等

入札参加者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、入札参加者が負うものとする。

(3) その他

提出書類は返却しない。

落札者選定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

9 Summary

- (1) Contract subject matter: Design, construction, operation, and maintenance of the “Niikawa Children’s Center”
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification in person, or by registered mail: May 13th, 2024 at 5:00 p. m.
- (3) Deadline for the submission of tenders in person, or by registered mail: August 7th, 2024 at 5:00 p. m.
- (4) Contact point for tender documentation:
Administration Division, Public Works Department
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama City, Toyama Prefecture, Japan 930-8501
Telephone +81-76-444-3122 (Japanese only)